令和5年4月１日改定

きらら藤枝ショートステイ　利用料金表　　【１割負担用】

１．サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。　　１単位あたり10.17円（７級地）

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算	12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）	2,400円		2,400円				
	食費	1,445円		1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）				
	その他の日常生活費	実費		実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1日分）		4,479円	4,622円	4,698円	4,775円	4,860円	4,940円	5,018円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位

個別機能訓練加算（１日）	56単位	56単位

例）1泊2日（10時に入所して、翌日の16時に退所）して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1泊2日）	8,607円	8,896円	9,045円	9,201円	9,370円	9,531円	9,685円

※利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

２．減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等		居住費	食　費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、　預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円	600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円	1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円	1,300円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階　（１日分）	1,754円	1,897円	1,973円	2,050円	2,135円	2,215円	2,293円
第2段階　（１日分）	2,054円	2,197円	2,273円	2,350円	2,435円	2,515円	2,593円
第3段階(1)　（１日分）	2,944円	3,087円	3,163円	3,240円	3,325円	3,405円	3,483円
第3段階(2)　（１日分）	3,244円	3,387円	3,463円	3,540円	3,625円	3,705円	3,783円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ
〒426-0009　　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6823 FAX.054-646-6755

令和5年4月１日改定

きらら藤枝ショートステイ　利用料金表　　【２割負担用】

１．サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。　　１単位あたり10.17円（７級地）

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算	12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）	2,400円		2,400円				
	食費	1,445円		1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）				
	その他の日常生活費	実費		実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1日分）		5,112円	5,399円	5,550円	5,704円	5,875円	6,034円	6,190円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位

個別機能訓練加算（１日）	56単位	56単位

例）1泊2日（10時に入所して、翌日の16時に退所）して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1泊2日）	10,295円	10,873円	11,170円	11,483円	11,820円	12,142円	12,451円

※利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

２．減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等		居住費	食　費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、　預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円	600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円	1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円	1,300円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階　（１日分）	2,387円	2,674円	2,825円	2,979円	3,150円	3,309円	3,465円
第2段階　（１日分）	2,687円	2,974円	3,125円	3,279円	3,450円	3,609円	3,765円
第3段階(1)　（１日分）	3,577円	3,864円	4,015円	4,169円	4,340円	4,499円	4,655円
第3段階(2)　（１日分）	3,877円	4,164円	4,315円	4,469円	4,640円	4,799円	4,955円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ
〒426-0009　　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6823 FAX.054-646-6755

令和5年4月１日改定

きらら藤枝ショートステイ　利用料金表　　【３割負担用】

１．サービス利用料金について

当事業所で提供できるお部屋は、ユニット型個室です。　　１単位あたり10.17円（７級地）

	要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料	介護サービス費	523単位	649単位	696単位	764単位	838単位	908単位	976単位
	機能訓練体制加算	12単位		12単位				
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18単位		18単位				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18単位				
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	8.3%		8.3%				
	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%		2.7%				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%		1.6%				
施設利用料	居住費（滞在費）	2,400円		2,400円				
	食費	1,445円		1,445円（朝食347円 昼食539円 おやつ135円 夕食424円）				
	その他の日常生活費	実費		実費				
ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1日分）		5,746円	6,176円	6,402円	6,634円	6,890円	7,128円	7,363円

※各加算については、職員体制等の変更により加算させていただく場合があります。

送迎加算（片道）	184単位	184単位

個別機能訓練加算（１日）	56単位	56単位

例）1泊2日（10時に入所して、翌日の16時に退所）して、事業所職員が往復送迎した場合の料金の目安

ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額（1泊2日）	11,983円	12,849円	13,295円	13,765円	14,271円	14,754円	15,217円

※利用方法及び計算方法により「ｻｰﾋﾞｽ利用に係る自己負担額」が異なる場合がございます。

２．減額制度について

低所得要件に該当する方は、居住費と食費の減額があります。

利用者負担段階	所得の要件等		居住費	食　費
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	かつ、　預貯金等が単身で1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）	820円	300円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で650万円以下（夫婦で1,650万円以下）	820円	600円
第3段階(1)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,650万円以下）	1,310円	1,000円
第3段階(2)	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	かつ、　預貯金等が単身で500万円以下（夫婦で1,500万円以下）	1,310円	1,300円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階　（１日分）	3,021円	3,451円	3,677円	3,909円	4,165円	4,403円	4,638円
第2段階　（１日分）	3,321円	3,751円	3,977円	4,209円	4,465円	4,703円	4,938円
第3段階(1)　（１日分）	4,211円	4,641円	4,867円	5,099円	5,355円	5,593円	5,828円
第3段階(2)　（１日分）	4,511円	4,941円	5,167円	5,399円	5,655円	5,893円	6,128円

※送迎加算を除く

ご不明な点は、お気軽にお問合せ下さい。

きらら藤枝ショートステイ
〒426-0009　　静岡県藤枝市八幡198
電話.054-646-6823 FAX.054-646-6755